

平成 1 7 年第一回都議会定例会

監 査 委 員 報 告

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

監査委員を代表いたしまして、過去1年間に実施した監査の結果について、ご報告申し上げます。

ご承知のように、監査委員の役割は、都の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう監査することにあります。

この重責を果たすために、監査委員4名は、それぞれの立場や経験から活発に議論を行い、都政について考えてきました。昨年は、かつて初代の包括外部監査人を務められた筆谷委員が加わり、専門性も一層強化されました。

監査の結果として、この1年間に行った指摘等は205件であり、不経済な支出などを指摘した金額は、約12億円に達しました。

監査は、定例監査のほか、決算、工事、外郭団体の監査など多岐にわたります。以下、順次ご報告いたします。

まず、定例監査について申し上げます。

今回は、本庁の部のすべてと、事業所の約半数の、合計505か所を対象としました。事務の処理が無駄なく適正に行われているかを監査し、特に「未収金」については、重点的に検証しました。

債務不履行の結果である「未収金」は、放置すれば都民の負担の公平を損ない、都の収入確保の上でも問題です。監査を行ってみると、過去の台帳を紛失し、回収整理に手を付けていない事例もありました。金銭債権は本来貴重な資産であることをしっかりと認識して対処すべきです。

また、育英資金貸付事業については、滞納者に対して、これまで違約金を徴収していませんでした。返還金の滞納が7億円を超えていることを踏まえ、滞納の発生を防止するためにも、違約金の徴収に向けた取り組みを求めました。

次に、工事監査について申し上げます。

今回は、都が行った100万円以上の工事、約1万5千件のうち、1割強に当たる1,566件について、監査を実施いたしました。

指摘内容は、工事費の積算を誤ったものが大半を占め、技術者として初歩的なミスが少なくありませんでした。積算事務の自動化や設計等の外注化に伴って、技術者の力量が低下しているおそれがあります。このような現状を見過ごすことなく、技術力の確保やチェック体制の強化に、都庁の技術者全体で取り組むよう求めました。

また、現在工事を請け負っている業者に別の工事も発注する場合、それぞれの局では、現場事務所などの経費を共通にすることによって、全

体の経費を節減しています。しかし、複数の局にまたがる工事については、こうした調整が不十分な事例がありました。このため、工事についての情報交換は、局間においても密接に行い、共通する経費を節減するよう求めました。

次に、行政監査について申し上げます。

今回は、「特命随意契約」について監査を実施いたしました。特命随意契約は、競争性を欠いているため、本来、例外的な契約方法であります。が、現実には、都においても広く用いられています。

監査の結果、機械設備の保守委託などで、現在では競争入札が可能であるにもかかわらず、見直すことなく特命随意契約を続けている事例が見られました。

また、積算に当たり、業者の見積額をそのまま採用するなど、精査を十分に行っていない事例もありました。

特命随意契約は、競争入札と異なり、価格の妥当性が検証されにくく、事務処理が安易になりやすいという問題があります。職員のコスト意識の醸成や、組織的なチェック機能の確保が不可欠であり、改善を求めました。

行政監査としては、「都立図書館サービス」についても対象としました。

図書館に求められる役割が、近年の情報化の進展の中で、大きく変化してきていることを踏まえ、サービスの向上と運営の効率化に取り組むよう要望いたしました。

次に、決算審査について申し上げます。

平成15年度決算について、決算計数を確認するとともに、資金管理や財産管理の面からも検証いたしました。

財産の記録については、毎年のように、登載漏れや数量の誤りが出ております。このままでは、今後、新たな会計制度への移行に支障が生じることが危惧されるため、財産管理のチェック体制の確立を求めました。

また最近、医薬品について、特許期間満了後の技術を利用した、低価格の後発医薬品が注目されています。都立病院では、この後発医薬品の採用がまだ十分ではないため、患者の経済的負担を軽減する見地から、利用促進を求めました。

これまで申し上げた都庁に対する監査のほかに、都が補助金を交付している団体や、都が出資している団体についても、234団体を対象として監査を実施いたしました。

今回監査を行った都の出資団体の多くは、道路、鉄道、大型ビルなど

を運営しています。これらの中には、事業収入が予定を大幅に下回り、経営状況が厳しくなっているところがあります。こうした団体に対しては、これまで以上の内部努力に加え、抜本的な経営改善を求めました。

その他、首都高速道路公団に対しては、料金收受業務の委託について、競争入札の応募資格を緩和し、競争性を十分に確保するよう求めました。この結果、新年度から、新規参入の条件が大幅に緩和されることになりました。

最後に、住民監査請求について申し上げます。

平成16年は、28件の住民監査請求がありました。このうち、請求が法的要件を満たしている、職員公舎に関する件と、私学助成金に関する件の2件について、監査を実施いたしました。

以上、この1年間の監査の実施状況について述べてまいりました。

監査の結果、総じて言えることは、安易に前例が踏襲されるなど、コスト意識をもって常に職務を見直すという姿勢が、いまだ都庁の隅々には行き渡っていないことです。

組織内部のチェック機能が十分に働かず、初歩的なミスや不適切な支出が繰り返される例も少なくありません。

執行機関におかれましては、このような現状をつぶさに把握され、職員の指導育成やチェック体制の整備などに努められるよう望みます。

特に、複式簿記・発生主義会計の導入が間近に迫っている今、適正な会計処理を日常的に担保する、内部統制の仕組みを早急に整備し、運用していくことが不可欠です。監査委員としても、本年はこうした点に特に留意して監査を進めるつもりです。

最後になりますが、我々監査委員の使命は、都政が公正かつ効率的に運営されるようバックアップすることにあります。これからも、この使命を全力で果たしていく決意であることを申し上げ、報告を終わります。